

三鷹市都市経営アクションプラン 2027

2025（令和7）年3月

三鷹市

三鷹市都市経営アクションプラン 2027 の策定にあたって

このたび、第5次三鷹市基本計画に基づく個別計画の1つである「三鷹市都市経営アクションプラン 2027」が確定しました。

三鷹市では、これまでも数量的な行政のスリム化や行政サービスの質の向上を図るため、業務や事業の日常的な見直しや改善に取り組んできました。しかし、市税等が堅調な見通しである一方、ウクライナ戦争や円安などに起因した物価上昇や、労働力不足による調達コストの増嵩などにより、歳入の伸びが財政的な余力に直結しない厳しい状況であり、本市を取り巻く行財政の環境は依然として予断を許さない状況にあります。

さらに、「三鷹市将来人口推計」によると、令和15（2033）年に人口のピークを迎えるものの、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれており、地域の担い手不足や、市役所業務を担う職員の確保も課題となっていきます。

このような状況を打開し、サービスの質や働き方の変革を実現するツールとなるのがデジタル技術を活用した「DXの推進」です。DXは、今後の行財政改革の中心となるもので、システムの標準化や共通化のほか、行政事務の効率化や市民生活の向上につながる「都市経営」の視点も含まれています。こうしたことから、本プランに、デジタル技術を活用したまちづくりに関する個別計画を統合して策定することとしました。

三鷹市を取り巻く社会経済の急速な変化に対して、的確かつ迅速に対応し、市民満足度の向上を図るためには、時代の流れを鋭敏に読み取りながら改革を推進することが重要です。不確実性が高まる現在の社会経済情勢の中で、三鷹市の「職員力」と「組織力」を駆使し、地域の課題を着実に捉え、「都市経営」の視点により行財政改革を推進することにより、時代に対応しながら市民ニーズに応え続ける市政運営を実現します。

令和7（2025）年3月

三鷹市長 河村 孝

目 次

I 総論

1 背景	2
2 計画の方向性	2
3 目標年次	3
4 計画の位置付け	3
5 「三鷹市都市経営アクションプラン 2022」の達成状況	4

II 各論

体系1 デジタル技術の活用	5
1 セーフティ	5
2 ウェルネス	6
3 モビリティ	6
4 コラボレーション	7
5 スマート市役所	8
体系2 多様な主体との連携・協働	11
1 市民活動	11
2 地域資源	12
3 広域連携	13
4 民間力	13
体系3 持続可能な自治体経営	15
1 財政力	15
2 事業手法	16
体系4 柔軟かつ機動的な組織づくり	19

I 総論

1 背景

2020（令和2）年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、2023（令和5）年5月に5類感染症に移行し、日常生活が戻ってきています。そうした中で、市の長期的なまちづくりの指針となる「三鷹市基本構想」及び「第5次三鷹市基本計画」を策定し、「第5次三鷹市基本計画」では、「まちの声をカタチにして実践する三鷹の新時代！」をビジョンとして掲げ、未来志向のまちづくりを進めていくこととしています。

コロナ禍にあっては、市民や団体における活動が制限される中で、市単独での解決が困難な課題に直面しましたが、そのような状況の中においても、適宜、緊急対応方針を定めながら、多様な機関と状況を共有したうえで連携を図り、幾多の危機を乗り越えてきました。一方で、急速なデジタル化の進展により、あらゆる分野のサービスにデジタル技術が浸透し、業務の効率化とともに、サービスの質の変革を図るDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める環境が整備されてきました。これまでのデジタル化は、目的にあわせた縦割りでの取組でしたが、データやツールを標準化・共通化することにより、シームレスにつなげていくことが可能となってきました。大きな変革へのツールとなるデジタル化は、行財政改革の中心となるものです。

都市経営の基盤となる財政面では、厳しさを脱しきれない状況となっています。近年、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90%に程近い数値で推移し、高止まりの状態にあるとともに、物価高騰による調達コストの増加や社会保障関連経費の伸びにより、財政の硬直化が進むものと見込まれています。また、社会経済を取り巻く状況が不透明さを増す中で、税収の下振れが懸念され、リスクへの備えが不可欠となっています。

2 計画の方向性

(1) 基本的視点

各種サービスを実施するための財源となる市税などの経営資源は限られています。選択と集中の視点をもって最適に配分することで、行政サービスの維持・向上を図ります。また、都市経営の視点として、多様な地域資源とのつながりを広げ、地域の発展・活性化を促し、まち全体でより多くの人たちから選ばれるための魅力や価値を高めていきます。

新型コロナウイルス感染拡大下での教訓を踏まえながら、デジタル技術の活用を基礎に、非常時などの社会情勢の変化に対しても、柔軟かつ迅速に対応するなど、「令和の行財政改革」を進めていきます。

■「令和の行財政改革」

- | |
|-----------------|
| ア デジタル技術の活用 |
| イ 多様な主体との連携・協働 |
| ウ 持続可能な自治体経営 |
| エ 柔軟かつ機動的な組織づくり |

(2) 計画の特徴

市ではこれまで、「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」の個別計画として、2020（令和2）年3月に行財政改革を担う計画である「三鷹市都市経営アクションプラン 2022」とデジタル社会の実現を目指すための計画である「みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン」を策定し、運用してきました。

2023（令和5）年9月にとりまとめた「三鷹市将来人口推計」では、2033（令和15）年に人口のピークを迎え、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれており、地域の担い手不足や、市役所業務を担う職員の確保も課題となっていきます。そうした状況の変化を打開し、効率化により業務を改善していくツールとして基軸となるのが「デジタル技術」です。

「デジタル技術の活用」は令和の行財政改革の基礎となるもので、サービスの質や働き方の変革を実現するDXが行財政改革の中心となります。そのため、当初予定していたデジタル分野の個別計画である「スマートシティ三鷹構想 2027」を「三鷹市都市経営アクションプラン 2027」の各論の体系1『デジタル技術の活用』に位置付け、中長期的な方向性を明確にしながら、持続可能な都市経営へとつなげていきます。

3 目標年次

本計画の目標年次は、「第5次三鷹市基本計画」との整合を図り、2027（令和9）年度までとします。なお、デジタル技術活用の方向性は、計画期間を超えた内容も盛り込んでいます。

4 計画の位置付け

本計画は、「第5次三鷹市基本計画」における個別計画の一つとして策定するものです。

なお、本計画のうちデジタル技術の活用に係る部分については、スマートシティ三鷹構想及び以下の2つの計画等に位置付けます。

- ・官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に規定する「市町村官民データ活用推進計画」

・「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針（平成 30 年 5 月 31 日総務省）」に基づくオンライン利用推進施策

5 「三鷹市都市経営アクションプラン 2022」の達成状況

「三鷹市都市経営アクションプラン 2022」における達成状況は下表のとおりで、計画に掲げた 108 件の個別課題のうち 102 件（94.4%）で達成しました。また、財政目標及び基金残高についてもすべて目標値を達成しました。

○個別課題の達成状況

個別課題	件数	達成・一部達成	着手	未達成
体系 1 創造的な自治体経営の推進	9	8	1	0
体系 2 公共サービスの適正化の推進	10	8	2	0
体系 3 多様な主体による協働の深化	16	15	0	1
体系 4 外郭団体等との連携の推進	5	5	0	0
体系 5 財政基盤の強化	13	12	1	0
体系 6 ファシリティ・マネジメントの推進	8	8	0	0
体系 7 サービスの質と効率性の向上	13	13	0	0
体系 8 効率性・迅速性・柔軟性をもつ組織体制の確立	4	4	0	0
体系 9 職員力の向上	6	6	0	0
体系 10 危機管理力の向上	8	8	0	0
体系 11 国・東京都・他区市町村との連携の推進	6	5	1	0
体系 12 透明で開かれた市政運営の実現	5	5	0	0
体系 13 情報環境の最適化	5	5	0	0
合計	108	102	5	1

○財政目標の達成状況

区分	目標値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収支比率	概ね 80%台を維持（特殊要因による場合であっても 90%台前半に抑制）	89.7%	89.4%	91.5%	89.5%	89.4%
実質公債費比率	概ね 5%を超えないこと	1.4%	1.0%	0.8%	1.0%	0.8%
人件費比率	概ね 20%を超えないこと	13.8%	11.3%	13.4%	14.1%	13.9%

○基金残高の達成状況

基金	目標値	5年度末残高
財政調整基金	残高 50 億円	約 67 億円
健康福祉基金	残高 20 億円	約 30 億円
子ども・子育て基金	残高 20 億円	約 30 億円
まちづくり施設整備基金	計画的な積立	約 50 億円

Ⅱ 各論

体系 1 デジタル技術の活用

「三鷹市に住んでいてよかった」をキーワードに、スマートシティの実現に向けて、市民が「いつでも」「どこでも」「だれもが」暮らしやすさを実感できる環境づくりを進めます。市民の暮らしの安全安心など市民生活に関連の深い地域のデジタル化に加えて、市役所業務の効率化の視点に立ち、ビジョンの方向性を踏まえ、実証実験やサービス実装を繰り返しながら取組を進めていきます。

取組に当たっては、個人情報保護に留意しながら、AIやデータの更なる利活用を進めるとともに、市民サービスの質の確保と効率的なコスト管理を実現します。さらに、システムの標準化・共通化にあわせて業務プロセスを見直す（BPR）ことで、デジタルのみでは対応できない相談などの行政分野に対して、職員を重点的に配置します。また、だれもが、デジタル化の恩恵を享受できるように、デジタルインクルージョンの視点に立ち、市民のデジタル利用をサポートします。

1 セーフティ

自然災害や感染症などから市民を守るため、災害に強い都市基盤と防災力を高め、デジタル技術で被災情報を迅速に収集・共有し、適切な情報提供と共助の仕組みを通じて安全安心な環境を実現します。

災害時における効率的・効果的な情報提供	企画部
災害時等における重要な情報を迅速かつ正確に広く周知するため、2026(令和8)年度にリニューアルする市ホームページを中心に、XやLINEなどの各種SNSを活用することで、効率的で効果的な情報提供を行う。	
避難所受付におけるデジタル技術の活用	総務部
避難所の受付手続の運用を見直すとともに、顔認証技術等の導入や近隣自治体との被災者情報の共有のあり方を検討し、災害発生時の被災者受け入れのプロセスを効率化することにより、迅速な支援の提供に繋げる。	
デジタルツインを活用した災害リスクのシミュレーション	総務部
デジタルツインの技術を用いて地域のインフラや建物等を仮想空間に再現し、様々な災害条件下における災害リスクを予測することで、地域の災害リスクに応じた防災対策、防災情報の提供、避難支援等の強化に役立てる。また、シミュレーション結果を公表することで地域全体の防災意識を高め、市民の災害対策への意識を啓発する。	

情報セキュリティの向上と事業継続性の確保	企画部
個人情報等の保護を図るため、情報セキュリティの適正な運用に努めるとともに、多様化するサイバー攻撃等への対策の強化を図る。 また、災害時等においても行政機能が維持できるよう事業継続計画の見直しを行うとともに、同計画に基づき適正なシステム運用を行う。	

2 ウェルネス

「健康寿命」の延伸や疾病等の予防を重視し、スマートフォンなどのデジタルツールを活用しながら、多様な世代が健康で快適に暮らせるよう研究と実証を進め、実効性を高めていきます。

健康情報プラットフォームの整備と健康データ活用の検討	健康福祉部
市民が自身の健康データを可視化し管理できる仕組み（プラットフォーム）の導入について検討するとともに、ウェアラブルデバイス等の活用に関する研究を行う。市民の健康データを基に、個別の健康アドバイスや検診の通知等をプラットフォーム経由で提供する仕組みの構築を目指し、市民の健康増進に向けた支援のあり方を検討する。	
スポーツ・生涯学習施設予約システムの更新とオンラインによる団体登録・活動紹介ページ導入	スポーツと文化部
利用者の利便性向上、施設の適正な利用を促進するため、スポーツ・生涯学習施設予約システムを更新するとともに、オンラインでの団体登録を2026（令和8）年度に導入する。 市民間のスポーツ、生涯学習活動をより広く周知し、参加を促すため、予約システムにおいて、登録団体や活動紹介を行うページを作成する。	

3 モビリティ

移動手段が多様化する中で、デジタル技術の活用により安全かつ効率的な交通環境を整備し、身近な場所で活動しやすいまちの実現を目指します。

みたかバスネットの抜本的な見直し	都市再生部
コミュニティバスについて、運行距離や運行間隔等の課題など、バス事業者との協議を踏まえ再編を検討する。A I デマンド交通について、本格運行を継続し、利用状況などを検証し改善や運行エリアの充実を図る。	
自動運転バスの導入の検討	都市再生部
自動運転技術の進展や、近隣自治体での導入事例を調査するなど、公共交通分野への応用を目指し効率化と交通弱者の支援を目的とした自動運転バスの導入を視野に入れた検討を行う。	

公共交通とみたか地域ポイント（みたポ）との連携	都市再生部
コミュニティバスやA I デマンド交通の支払い及び乗り換えサービスの検討において、コミュニティ活動や地域経済活性化につながる三鷹市独自の地域通貨「みたか地域ポイント（みたポ）」との連携を検討し、利用者の負担軽減やサービス向上など交通ネットワーク全体の利便性向上を図る。	

4 コラボレーション

地域の課題を把握し解決するため、シビックテックやNPO等との連携を強化し、デジタル技術を活用して市民の声を拾い上げる新たなコミュニティの在り方を研究します。

地域デジタル人財の活用	企画部
地域のICT事業者によるデジタル人財を中心とした新たなシンクタンク組織を設立し、地域課題の解決に向けた庁内ニーズと技術者のマッチング等を通じて、市全体のDXの推進を図る。	
市ホームページのリニューアルによる情報提供の充実	企画部
市ホームページについて、2026（令和8）年度に全面的なシステムリニューアルを実施する。知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索性の更なる改善やアクセシビリティの対応強化、ユーザビリティの向上を図るとともに、職員の積極的な情報発信につながるホームページ作成システムを構築し、鮮度が高く、分かりやすい情報提供を目指す。	
三鷹市及び外郭団体が主催する講座等の情報発信の一元化	企画部 スポーツと文化部
市役所、生涯学習センター、三鷹ネットワーク大学、市民協働センターなど、三鷹市及び外郭団体が主催する教室・講座、イベント等について、リニューアル後の市ホームページで開催情報を一覧化・一元化して発信することにより、市民の学びや交流を一層推進する。	
市政情報の一元化とプッシュ型の情報発信	企画部
SNS等を活用し、市民等が市政情報を一元的に入手できるシステムを導入し、2024（令和6）年11月からプッシュ型の情報発信を行うことで、必要な情報に迅速にアクセスできる仕組みを実現する。	
コミュニティ・センター等に係るデジタル化の推進	生活環境部
住民協議会の業務環境及びICT環境について継続的に見直しを図る。 また、各コミュニティ・センターのホームページにおいて、情報セキュリティ対策の強化やアクセシビリティ対応を進め、全ての住民協議会に共通のホームページ作成システムを導入し、情報発信機能を強化する。 そのほか、コミュニティ・センターや地区公会堂の利用者の利便性向上	

を図るため、予約管理システムを順次導入する。	
市民デジタル相談員の育成とデジタル相談サロンの実施	生活環境部
デジタルデバイドの解消に向けて、市民が安全に、かつ、安心してデジタル技術を活用できるよう技術面の相談に対応する市民デジタル相談員を育成し、同相談員をコミュニティ・センターや地区公会堂で実施する個別相談会「デジタル相談サロン」へ派遣することで、地域のコミュニティ活動のデジタル化の底上げを推進する。	
施設使用料等の電子マネー決済導入	スポーツと文化部
市民のスポーツ施設及び生涯学習施設の使用料等について、法律上の整理を行ったうえで、現行の券売機における交通系ＩＣカードによるキャッシュレス決済に加え、クレジットカードを含む電子マネー決済を導入する。	
データ利活用とオープンデータ化の推進	企画部
行政情報やオープンデータなどを効率的・効果的に分析し、地域の現状や課題を的確に捉えて解決に向けた施策の立案に反映していくなど、データ利活用に関する取組を進める。 匿名加工情報については、先行自治体の取組等を参考にしながら、匿名化技術の研究と活用事例に関する検討を進める。	

5 スマート市役所

行政手続のオンライン化や窓口サービス改革を進め、市民が場所や時間にとらわれずに利便性の高い行政サービスにアクセスできる環境を整備します。また、庁内のフリーアドレス化の推進やリモートワークの研究など、デジタル技術を活用した職員の働き方改革により、生産性の向上と働きやすい環境づくりを進めます。さらに、窓口ＤＸを進める中で、フリーアドレス制の導入・拡充等を通じてフロント業務とバックオフィス業務の切り分けや職員動線の効率化を図ります。

行政手続等のオンライン化の推進	全庁
「いつでも」「どこでも」デジタルで一貫して手続を完結できるよう、市全体のオンライン化手続数を増やし、行政手続のオンライン化を進める。民間のオンライン申請フォーム等の各種ツールを活用し、市民が簡単に利用できる仕組みを整備する。 また、行政相談や市の契約事務についてもオンライン化を検討し、より利用しやすい環境の実現を目指す。	

学童保育所・保育園入所申請手続の最適化	子ども政策部
学童保育所や保育園入所申請手続のオンライン化により、市民の利便性の向上を目指すとともに、A Iを活用して選考業務の効率化を図る。オンライン化に当たっては、子ども家庭庁が提唱する「保活ワンストップシステム」（必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等をワンストップで完結するシステム）との連動を視野に入れ、取組を進める。	
窓口D Xの推進	全庁
市民、職員双方の利便性や効率性の向上に向けて、窓口B P R（業務改革）を進め、窓口業務の最適化を図る。B P Rに際しては、「あるべき窓口の姿」を考え、手順の見直しや情報の整理、業務の組み換えやシステム活用を含めた環境の整理を行うなど、市民や職員の視点から得られたフィードバックをもとに改革を進める。 また、窓口業務支援システム等の活用について子育て部門や福祉部門等への導入を検討する。	
行政文書のペーパーレス化	全庁
紙を前提とした従来型の働き方を見直し、デスクや紙に縛られない効率的な業務への転換を図る。ペーパーレスに係る全庁的な方針を検討し、行政文書を原則デジタル化することにより、環境負荷の軽減に取り組む。	
A Iやロボット技術の活用	全庁
生成A IやR P A（ロボット技術を活用した作業等の自動化）等のデジタル技術の活用により、業務の効率化を目指す。 その一環として、市役所の受付等にコミュニケーションロボットの導入を検討し、施設の案内やよくある問い合わせの対応を行うことにより、来庁者をスムーズに誘導する。	
情報システムの標準化・共通化	全庁
窓口等における 20 業務について、2025（令和7）年度中の標準準拠システム（法に基づく統一的な仕様が示されたシステム）への移行に取り組むとともに、関連業務のほか、契約事務や庶務管理等の内部事務システムについても標準化に向けた検討を進める。	
庁内デジタル人財の育成	企画部 総務部
D Xを全庁的に推進するため、各部より選出されたD X推進員を中心とした各職員の役割に応じた研修を実施するなど、デジタル人財の育成を進める。	

相談業務における音声記録システムの導入	全庁
相談業務において、希望する部署が音声記録システムを利用できる環境を整備する。音声記録システムを導入し、相談内容を自動で録音・テキスト化することにより、記録作成の手間を省き、迅速かつ正確に相談記録を作成することで業務効率化を図る。	
子育て支援サービスの利便性の向上・登録の一元化	子ども政策部
子育て支援サービスを利用する際に施設や事業ごとに都度記入を求められる利用者の基本情報について、デジタル技術を活用して一元化することにより、利用登録時の手続負担を軽減し、利便性の向上を図る。	

体系2 多様な主体との連携・協働

多様な主体との連携・協働により、その知見や資源をまちづくりの分野で生かすとともに、市のまちづくりの目標を共有し、役割分担を明確にしながら、対等なパートナーシップのもとで、協働のまちづくりを進め、更なるまちの活性化を図ります。

1 市民活動

少子高齢化の進展に伴い、地域の人間関係の希薄化が進んでおり、コミュニティ政策や地域活動は転換期を迎えています。地域の多様な団体や人財が、それぞれの強みを生かし、つながることで相乗効果が生じるようなまちづくりを進めます。

「みたか地域ポイント（みたポ）」の活用	企画部
公平性と公正性を確保しながら、付与対象となる事業の拡充により、ボランティア活動・地域活動の参加促進や施策等の普及促進を図る。 また、ポイントの寄付制度等の新たな仕組みにより事業を推進するとともに、マネー機能の導入により、既存のポイントを補完することで、ポイントの利便性の向上や市内店舗での消費喚起を通じた地域経済の活性化を図る。	
コミュニティ活動の新たな展開に向けた取組	生活環境部
コミュニティ・センターを地域のハブとして、これまで以上に多様な市民が集い、つながりをつくっていく場所とするため、相談機能を拡充するなど、人が集まる機能を整備する。また、住民協議会が持つ地域のネットワーク機能やコーディネート機能を強化するため、DXの視点を取り入れ、業務の負担軽減と効率化を推進するとともに、事務局機能の法人化を念頭に置いた組織体系の見直しを実施する。	
地域自治組織の活性化に向けた取組	生活環境部
地域で活動している様々な団体、市民同士が連携することで、コミュニティ活動の充実や新たな活動の創出につながるよう、地域に精通した住民協議会が行政との連携役や地域のコーディネーター役を担える体制を整備する。また、市民協働センターの相談機能を拡充させ、伴走型の相談事業や啓発事業を強化する。	
「学び」と「コミュニティ」が融合したまちづくりの推進	生活環境部
様々な「学び」に参加している市民と、町会・自治会、住民協議会や市内で活動している団体などの「コミュニティ」の相互交流の促進を図り、学びと活動の循環や地域で活躍できる人財の育成・確保を進める。地域で	

主体的に活動している団体や講座・イベントなどの「学び」の実態を踏まえ、交流に適した場の提供や、連携の仕組みづくりを検討していく。	
福祉人財の養成と活動の支援	健康福祉部
傾聴ボランティアや地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会等と連携しながら取り組むとともに、担い手が継続的に活動できるよう支援する。	
協働で取り組む公園の維持管理	都市整備部
広報活動の充実、ボランティアの育成事業や、市公式LINEによる情報提供機能の活用により、市民、企業等の管理による公園の増加を目指す。また、公園等の美化活動などの日常的な清掃など維持管理を行う「公園ボランティア」へ清掃・管理用具を支給する。	

2 地域資源

三鷹市には、専門的知見を有し、活動している多くの地域資源が存在します。地域の知の拠点となる大学や企業との連携強化、地域産業への支援等により、多くのステークホルダーがまちに魅力を感じ、市政へ参画する好循環を創り出し、地域全体の価値を高めていきます。

企業、大学との連携の推進	企画部
企業や大学の持つ専門性を生かし、市民サービスの向上、行政の効率化等に繋げるため、連携強化を図る。	
市内産農産物の活用推進に向けた取組	生活環境部 教育部
地産地消と食育の推進を図るため、学校給食における市内産農産物利用率30%の達成に向けて、食材購入費に対する補助を行う。 また、市内産農産物の使用量拡大に向けた取組をJA 東京むさしと連携して実施する。	
創業支援の推進	生活環境部
三鷹産業プラザ第1期棟内に「創業コンシェルジュ」によるワンストップ相談受付体制等を整備した新たな創業支援・コワーキングスペースを2025（令和7）年8月に開設し、起業・創業支援の基盤強化を図る。	
商店街の維持・活性化	生活環境部
まちづくり三鷹や三鷹商工会と連携した商店会への支援体制を構築するとともに、商店会と地域団体等の連携によるにぎわい創出事業への補助や新規出店者に対する支援等を行う。	

みたかブランドの創出・向上	生活環境部
みたか都市観光協会等が実施する三鷹にゆかりのあるお土産商品の開発や販売促進を支援する。 市民、事業者、関係団体等で検討を進め、連携を強化しながら、地域資源の魅力を最大限に引き出していく。	
空き家等対策の推進	企画部 都市再生部
「空き家等対策計画」の改定を行い、空き家等の対策を推進するとともに、2024（令和6）年10月に創設した「三鷹市空き家活用マッチング事業」により、三鷹市空き家活用促進アドバイザー会議のアドバイスを受けながら空き家等の活用の促進を図る。 また、2023（令和5）年に寄贈を受けた下連雀一丁目の物件について、2026（令和8）年から空き家活用を視野に入れたモデル事業を実施する。	

3 広域連携

三鷹市周辺の自治体には、その地域特性や規模から、本市と同様の行政課題も存在します。周辺自治体と連携し、市単独では解決が困難な課題の解決や、複数の自治体での事務の共通化や広域化を進めることで、効率的かつ効果的な課題解決を図っていきます。

近隣区市との連携の推進	企画部
近隣区市との連携の推進により、広域的な課題の共有や業務の標準化を検討し、より質の高いサービスの提供に取り組む。	
東部処理区の流域下水道への編入に向けた検討・協議	都市整備部
持続的かつ安定した下水処理、維持管理費の縮減、水質保全の向上を図るため、東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置付けられた三鷹市の単独処理区である東部処理区の流域下水道への編入について、関係機関との協議を東京都と連携しながら行うなど、実施に向けた取組を進める。	

4 民間力

市民ニーズはますます多様化し、行政が直面する課題も一層複雑化しています。このような状況に対応するためには、市が方向性を示しながら、民間の強みが発揮されるように、創意工夫を凝らした施策が必要となります。市が直接行うべき業務と民間委託に適した業務を区分し、サービス水準を明確にすることで、新たな価値を創造するとともに、より質の高いサービスの提供に取り組めます。

市有地等の利活用	都市整備部
旧三鷹消防署本署用地などの暫定的な利用を行っている市有地について、周辺環境との調和や良好な住環境の保全・確保などの観点を踏まえ、有効活用の検討を進める。	
多様な発注方式の導入の検討	全庁
PPP/PFI手法、設計施工一括発注をはじめとした多様な発注方式について、施設の建設や建替の機会を捉え、適切な手法の導入を検討する。	
包括管理委託の導入	都市整備部
日常的な維持管理業務を担う担当部署の集約化と合わせて、直営管理を行っている施設を中心に「包括施設管理委託」を2026（令和8）年4月から導入することで、効率的・効果的な維持保全を図るとともに、施設所管課が施設運營業務に専念することにより、運営改善や市民サービスの質の向上につなげる。	
三鷹幼稚園跡地の利活用	子ども政策部 都市再生部
三鷹幼稚園跡地について、三鷹駅前地区の“子どもの森（仮称）”との連携を見据えながら、民間が整備した施設を活用する効率的な事業スキームで、「幅広い年齢層の子どもたちにとっての居場所・遊び場」、「保護者が育児等の悩みを気軽に相談できる場」及び「子どもたち自身も悩み等を相談できる場」として整備する。	
上連雀三丁目暫定集会施設用地の利活用	都市再生部
上連雀三丁目暫定集会施設の老朽化が進んでいることから、かみさん広場の機能を生かしながら建替を行う。建替に当たっては、土地交換や官民連携事業の利活用など、まちづくりの相乗効果が生じるような事業スキームを検討する。	
旧井口特設グラウンドの利活用の推進	スポーツと文化部 都市再生部
旧井口特設グラウンドの敷地北側及び西側において恒久的な井口グラウンド、防災・コミュニティ広場及び東西通路等を整備し、市民のスポーツ機会の確保とともに、西部地区の防災拠点としての機能を強化する。敷地南側については、市内医療体制を充実強化するため、医療機関誘致の取組を進めるとともに、定期借地権を設定した土地の貸付けを行うことで、長期にわたる安定的な歳入の確保を図る。	
介護事業者の支援	健康福祉部
市内の小規模な介護事業者に対して補助金を支出することにより、職場環境の向上の促進及び介護サービス提供体制の整備に注力できる環境づくりを支援する。	

体系3 持続可能な自治体経営

財政運営の中心となる市税収入は、景気動向に左右され下振れリスクを内在しています。人件費、社会保障関連経費の増加、物価高騰の影響などで経常的経費が増加し、財政の硬直化が進む中で、行政サービスの質と量の適正化を図りながら、社会情勢の変化に柔軟に対応可能な財務体質へと改善していきます。

1 財政力

安定的な自治体経営を実現するためには、財政基盤の強化に向けた行財政改革を進めていくことが不可欠です。歳入の根幹である市税等の確実な収納に努め、市の施策に合致した国や東京都の補助金を積極的に活用します。

まちづくり応援寄付の推進	企画部
市の魅力発信や地域の産業振興などにつなげるとともに、財政基盤の強化を図るため、まちづくり応援寄付における地域資源を活用した返礼品を拡充するほか、2024（令和6）年7月より開始した大学応援寄付金の受付により、市内の大学を支援する。	
歳出の総点検	企画部
事務事業全般の定期的な点検を通じ、費用対効果等に課題のある事業を洗い出し、「継続」「段階的な見直し」「一部事業の見直し」「廃止」「手法の検討」などの方向性を確認する。	
使用料、手数料の定期的な見直し	企画部
受益と負担の適正化を図るため、対象事業費と使用料収入等のバランスや他市の状況等を定期的に検証するとともに、施設のリニューアル等にあわせて見直しを行う。学童保育所育成料を改定するほか、学校開放における使用料の見直しに取り組む。	
指定管理料及び補助金の精算方法の検討	企画部
公の施設の指定管理者が行う「指定管理業務」と「補助事業・自主事業」について、サービス水準の適正化を図るとともに、精算方法のルール化などを検討する。	

外郭団体等の財政基盤の適正化	企画部 生活環境部 スポーツと文化部
地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号に規定する「出資による権利」のうち市の外郭団体等への出資金又は出捐金について、それぞれの団体の性質等を勘案しながら適正な額とすることを検討する。	
国民健康保険事業・後期高齢者医療制度の適正な運用	市民部
（国民健康保険事業）国民健康保険税率等の改定により、国保財政健全化計画に基づき、段階的に一般会計からの法定外繰入の解消を図る。 （後期高齢者医療制度）東京都後期高齢者医療広域連合に対し持続可能な制度の運用を求めていく。 また、子ども・子育て支援金制度の創設に基づき、2026（令和 8）年度からの対応に向けた取組を進める。	
介護サービス事業特別会計の見直し	健康福祉部 企画部
介護サービス事業特別会計について、特別養護老人ホーム「どんぐり山」の 2019（令和元）年度末の廃止に伴い会計規模が縮小しており、特別会計として管理する必要性が薄まっていることから、当該特別会計を廃止し、一般会計への統合に向けた見直しを行う。	
下水道事業公営企業会計への移行に係る検証	企画部 都市整備部
下水道事業の地方公営企業法の一部適用を踏まえ、資本費平準化債や下水道使用料の見直しの検討など、経営的な視点をもって検証する。	

2 事業手法

自治体として提供するサービスの水準を維持・向上するためには、時代の変化に即応しながら、継続的に事業手法を見直していく必要があります。時代の変化や国・東京都の制度と整合を図りながら、サービス水準や施設運営の在り方を見直しなどにより、質と量の最適化を図っていきます。

入札制度等の継続的な見直し	総務部
入札制度等の継続的な見直しを進めるとともに、市が発注する公共工事や委託業務等における市内事業者の受注機会及び事務負担軽減への配慮並びに事務に従事する者の適正な労働環境整備を目的とした公契約条例を制定し、公共サービスの質の向上を図っていく。	

公共施設におけるエネルギー使用量の削減	生活環境部 教育部
公共施設における省エネルギー活動を推進し、効果的なエネルギー利用を進める。太陽光発電設備の導入や学校施設の照明のLED化などを進めるとともに、「みたか E-Smart」の運用を図り、目標値の達成に向けて温室効果ガス排出量削減に取り組む。	
障がい者（児）の移動支援の見直し	健康福祉部
障がい者（児）の移動にかかる経済的負担の軽減及び外出機会の確保を目的として実施している「福祉タクシー事業」と「自動車等燃料費助成事業」について、利便性の向上を目的に、多様な交通手段に対応できる「移動支援の補助制度」の創設を検討する。	
福祉 Labo どんぐり山の運営の検証	健康福祉部
福祉 Labo どんぐり山について、当該条例附則に基づき、在宅医療・介護研究センター、介護人財育成センター及び生活リハビリセンターの取組状況を検証し、必要に応じて改善を図る。	
福祉住宅の運営の見直し	健康福祉部
住宅セーフティネット制度の活用や新たな見守り制度の仕組みの検討など、民間との連携によるきめ細やかな居住支援への転換を図りながら、既存の福祉住宅の在り方を見直す。	
敬老のつどいの見直しの検討	健康福祉部
敬老のつどいについて、近年の高齢者人口の増加状況を踏まえて、開催方法等の見直しについて検討する。	
私立保育園運営費補助の見直し	子ども政策部
私立保育園の運営費補助に当たっては、国が設定する公定価格を基準に行っている一方で、保育サービスの質と量の充実を図るため、三鷹市独自の上乗せ補助を行っているが、保育施設の入所状況等を踏まえつつ、他の補助制度とのバランスを図りながら見直しを行う。	
公立保育園の在り方検討	子ども政策部
「公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方」（令和4年12月策定）に基づき、今後の具体的な保育施設の在り方を検討する。 公設民営保育園4園について、2025（令和7）年4月から公私連携型保育所へ移行する。	

質を確保した行政サービスの委託化	子ども政策部
保育園の調理員、調理補助員の求人等に係る職員の負担軽減や、栄養士の専門性を生かした取組の充実を図るため、既に委託している下連雀保育園以外の公設公営保育園においても、2025（令和7）年度以降順次、給食調理業務の委託化を進めていく。	
適正な行政サービスの運用に向けた継続的な検討	全庁
以下に掲げる事業その他の行政サービスについて、社会情勢の変化を踏まえ、適正な運用に向けた継続的な見直しを検討する。 (1) 健康診査及びがん検診等について、「健康診査・がん検診等の受診率向上に向けた取組」、「国の指針に基づく各種がん検診の見直しと充実」及び「健康診査受診後のフォローアップ事業等の充実」を進める。 (2) 国が介護給付の適正化事業として掲げる主要3事業である、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、介護保険サービス事業の適正な運用と持続可能な介護保険制度を実現する。 (3) 多世代交流センターの在り方及び運営方法について、日曜日における部分的な委託などの検討を行うとともに、地域市民や関連団体との連携を深めながら、事業内容の充実及び市民サービスの向上を図る。 (4) 高額療養資金及び出産資金並びに高額サービス費資金の貸し付けの実績を踏まえ、高額療養基金、出産資金貸付基金及び介護保険高額サービス費資金貸付基金について、貸付制度の在り方も含め見直しを検討する。 (5) 現金給付制度等について、国や都の制度を踏まえるとともに、市の事業の在り方を検証する。	

体系4 柔軟かつ機動的な組織づくり

時代に合った市政運営を推進していくためには、効率的で効果的な組織体制の構築が必要となります。市民の暮らしに寄り添いながら、複雑化かつ多様化する行政課題や新たな市民ニーズに対応するため、適正な職員配置とともに、効率的な組織体制を確立します。なお、緊急時には、庁内横断的な組織を設置し、機動的に配置するなど、臨機応変に対応できるような組織の在り方を推進します。

庁内横断的な組織づくり	企画部
複数の組織が連携し、複眼的に検討し、最適な解決を図るため、事務分掌を明確にするなど適切な組織体制を確立する。	
職員定数の適正な管理	総務部
「職員定数適正管理に向けた対応方針」で掲げる「7つの基本方針」に基づき、職員配置の最適化を図ると共に、柔軟な職員体制を構築する。	
三鷹市適正事務管理制度の推進	総務部
三鷹市適正事務管理制度による行政事務の点検・評価とリスク管理の意識共有等を図ることにより、正確かつ適正な事務執行を確保する。	
子ども・高齢・障がいの分野における指導検査体制の充実	健康福祉部 子ども政策部
子ども・高齢・障がいの分野それぞれの施設の適正な運営及び質の向上を図るため、指導検査体制を充実させる。	
子ども家庭支援センターの効率的な運営体制の整備	子ども政策部
「のびのびひろば」で行っている「ファミリー・サポート事業」及び「一時保育事業」の受付について、家庭の状況に応じて必要な支援につなげられるよう、「りぼん」に一元化するとともに、子ども家庭支援センターの効果的な運営を行う。	

三鷹市都市経営アクションプラン 2027
2025（令和7）年3月

発 行 三鷹市
 住所：三鷹市野崎一丁目1番1号
 法人番号：8000020132047
作 成 三鷹市企画部企画経営課
 電話：0422（29）9031（直通）